生活保護版レセプト管理(2.4版)

													自治体からの意見内容									検討会の自治体委員において、重要な意見と判断した理由・根拠										事務局作業欄		
大項目	中項目	機能名称	改定種別（重要の該から改定した項目の種別）	新機能枝番	旧機能枝番	新機能ID	旧機能ID	新機能要件	旧機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考(改版説明)	適合基準日	①機能名称枝番 記入必須	②機能ID 記入必須	③質問自治体名 記入必須	④意見のカテゴリ 記入必須	⑤ご意見等内容 記入必須	⑥ご意見等の理由・経緯 記入必須	⑦解釈案・代替案（修正後の条件文案）	⑧過去意見照会における意見実績 記入必須	⑨意見根拠（法令・通知等）	横浜市意見	東大阪市意見	新宿区意見	横須賀市意見	中野区意見	豊後大野市意見	武蔵野市意見	柏市意見	仙台市意見	群馬県意見	2.4版の改版内容に関する疑義照会	自治体への追加質問事項	追加確認事項に対する回答
3. 分析	3.2. 健康管理支援	特定健診情報管理機能	新規追加	4	4	0350220		特定健診に関するII-7の情報を登録、修正、削除、閲覧できること。 ・結果解釈コード ・検査条件下限値 ・検査条件上限値		実装必須機能	・本機能要件は、「特定健診・保健指導の電子的記録・情報連携定（標準様式第4版）」に記載のある、レセプト管理システムに登録する必要がある特定健診情報の項目のうち、健康管理システムが一切参照しないが法律上に項目を登録するようにすべきことを目的としている。	【2.4版】 ・PMOツールでの意見に基づき、機能要件を追加	令和1年4月1日	4	0350220	株式会社富士通	実装区分変更	【結果解釈コード】検査基準下限値【検査基準上限値】を定義する必要があるとの理解は、レセプト管理システムでは、健康管理システムに対して、必要な情報を提供するだけであり、意味解釈は、必要性はないと考えています。 上記項目はそもそも不要としてはいけない内容だと認識しています。 ・検査基準下限値 ・検査基準上限値 の2項目は施設で入力するためのガイド値（照会）の認識です。 【結果解釈コード】については、健康診査情報の値から判断されるものであって、それ単独での意味合は要求がないものと解釈いたします。		実績なし。																該当		
3. 分析	3.3. 保健指導情報の管理	保健指導情報からの特定データ抽出	新規追加	1	1	0350221		受け取った保健指導情報から、対象者のデータを抽出できること。		実装必須機能	・本機能要件は、保健指導情報の管理に関する機能要件である。 ・参照データ連携は今後改正の上、連携先は想定している。 現時点で参照できる連携は、令和元年1月27日付け社保第 0127 第 25 号における「健康保険法施行規則等の一部を改正する省令の交付について」による。	【2.4版】 ・PMOツールでの意見に基づき、機能要件を追加	令和1年4月1日	1	0350221	株式会社富士通	その他	具体的な機能要件がないない。 対象者が曖昧なので、関連い等くすればこちらから記載していただきたい。	保健指導情報から計算されるものであって、NDBの連携対象者だけ設定するが、そもそも、レセプト管理システムには保健指導のデータのみが連携される認識。 健康管理システムから連携される健診情報については、生活保護システムから健康管理システム～連携される生活保護受給情報(01)のNDC登録されている介護情報等のみが連携される認識ですので、保健指導情報についても同様と考えています。で、保健指導のうち、40歳から74歳までの方などが健康管理のNDC情報が対象者抽出されて、結果を受けたものであれば認識はあっていると思いますが で問題ないゆ無いような記載に変更ください。		実績なし。																該当		
3. 分析	3.3. 保健指導情報の管理	保健指導情報からの特定データ抽出	新規追加	1	1	0350221		受け取った保健指導情報から、対象者のデータを抽出できること。		実装必須機能	・本機能要件は、保健指導情報の管理に関する機能要件である。 ・参照データ連携は今後改正の上、連携先は想定している。 現時点で参照できる連携は、令和元年1月27日付け社保第 0127 第 25 号における「健康保険法施行規則等の一部を改正する省令の交付について」による。	【2.4版】 ・PMOツールでの意見に基づき、機能要件を追加	令和1年4月1日	1	35023	富士通Japan（株）	誤記・整合性	支援事例は「地方公共団体基幹業務システム 基本データストレージ管理・生活保護」【第4.0版】に掲載されている保健指導情報グループの項目を指示することを表しているか？	PMOツールでの意見に基づき、機能要件を追加（ADVで は記述が曖昧過ぎるため条件文不明。	要件について詳細に記述していただきたい。	実績なし。															該当		
3. 分析	3.3. 保健指導情報の管理	保健指導情報からの特定データ抽出	新規追加	1	1	0350221		受け取った保健指導情報から、対象者のデータを抽出できること。		実装必須機能	・本機能要件は、保健指導情報の管理に関する機能要件である。 ・参照データ連携は今後改正の上、連携先は想定している。 現時点で参照できる連携は、令和元年1月27日付け社保第 0127 第 25 号における「健康保険法施行規則等の一部を改正する省令の交付について」による。	【2.4版】 ・PMOツールでの意見に基づき、機能要件を追加	令和1年4月1日	1	035021	横浜市	その他	対象者のデータの具体的な項目がわからないため、判断が出来ない。 データの具体的な項目を教えていただきたい。	連絡内容が不明瞭なため。	無		同意度です。何の目的でどのデータを指しているのか判断できない記載になっていると思います。																該当		
4. 共通・その他	4.11. 他システム連携	-	修正	3	3	0350222	0350181	健康管理システムにおいて健康診査情報を修正できること。 ※1 本基本要件は運用要件である ※2 データの修正、取り込みハ/ツフェッとは問わず。本システムで利用できること ※3 連携機能は日次・月次等とする ※4 各事業の対象者及び関係者の異動者及び異動内容をNDC情報により確認できること	健康管理システムから健康診査情報を修正できること。	実装必須機能	連携項目は、機能別連携仕様・生活保護（）にまかるとおりとする。	【1.1版】 ・要件定義作業確定（詳細のため） ・健康管理システムと保健診査システムとの連携は実装必須は機能である旨、厚労省分類済 【2.4版】 ・PMOツールでの意見に基づき、機能要件を修正	令和3年4月1日	2	0350222	株式会社富士通	その他	新機能要件をそのまま解釈すると、レセプト管理システムから健康管理システムへデータ連携するとなる。 レセプト管理システムでは健康診査情報を更新できることから、現在、レセプト管理システムから健康管理システムへの連携は必要ないと考えています。 また、インタフェースを追加するのであれば項目に関係のない。	レセプト管理システムでは健康診査情報を更新できることから、現在、レセプト管理システムから健康管理システムへの連携は必要ないと考えています。 また、インタフェースを追加するのであれば項目に関係のない。	実績なし。		健康管理システムが可とすべきかの不明瞭。共通基盤システムとなるべきかの不明瞭さもあり、ただ、レセプト管理システムでは健康診査情報を更新できることから、現在、レセプト管理システムから健康管理システムへの連携は必要ないと考えています。 ただ、インタフェースを追加するのであれば、各自治体～健康管理システムへの連携は必要ないと考えます。	健康保険情報・健診情報等について、生活保護システムで実装必須とする意見と、レセプト管理システムで対応し、生活保護システム側は標準オプションとする意見が出ています。 他その機能ごに実装区分を決めるのではなく、各システムの役割、正とするデータ、連携項目、各種サービス等一時の処理及び伴を整理した上で、実装区分を決める必要があると考えます。	-	-	-	-	-	-	-	該当		
4. 共通・その他	4.11. 他システム連携	-	修正	8	8	0350219	0350201	健康管理システムから、保健指導情報の安全のための宛名番号を取り込みできること。	健康管理システムから、保健指導情報の安全のための宛名番号を取り込みできること。	実装必須機能	・保健指導情報は健康管理システムから受け取るとの機能。 ・保健指導情報は、保健指導情報の管理に関する機能要件である。 ・参照データ連携は今後改正の上、連携先は想定している。 現時点で参照できる連携は、令和元年1月27日付け社保第 0127 第 25 号における「健康保険法施行規則等の一部を改正する省令の交付について」による。 ・連携要件については、データ要件・連携要件の記載内容に乖離する恐れがある。 インターフェイスの仕様については、福祉事務所向けポータルサイトに掲載の「取知資料（第3版）」のみに記載しているが、①特定健康診査・特定保健指導の電子的記録様式の仕様に関する資料（令和0年度公開実施分）②スキーマファイル/インターフェイスファイルのチェックに利用する資料③連絡仕様（①のみで、連携項目の指示の者分を整理したものに作っしておりなる想定である。	【1.1版】 ・法制度改正に基づき、機能要件を追加 【2.4版】 ・令和0年3月30日付けで正誤表にて修正	令和0年4月1日	8	350218	富士通Japan（株）	その他	通れているのか公開は何になるのでしょうか？	開発が大きく変況しています。 少決定などが通れていることなど各自治体～確実に実現ください。	実績なし。																	該当		
4. 共通・その他	4.11. 他システム連携	-	修正	8	8	0350219	0350201	健康管理システムから、保健指導情報の安全のための宛名番号を取り込みできること。	健康管理システムから、保健指導情報の安全のための宛名番号を取り込みできること。	実装必須機能	・保健指導情報は健康管理システムから受け取るとの機能。 ・保健指導情報は、保健指導情報の管理に関する機能要件である。 ・参照データ連携は今後改正の上、連携先は想定している。 現時点で参照できる連携は、令和元年1月27日付け社保第 0127 第 25 号における「健康保険法施行規則等の一部を改正する省令の交付について」による。 ・連携要件については、データ要件・連携要件の記載内容に乖離する恐れがある。 インターフェイスの仕様については、福祉事務所向けポータルサイトに掲載の「取知資料（第3版）」のみに記載しているが、①特定健康診査・特定保健指導の電子的記録様式の仕様に関する資料（令和0年度公開実施分）②スキーマファイル/インターフェイスファイルのチェックに利用する資料③連絡仕様（①のみで、連携項目の指示の者分を整理したものに作っしておりなる想定である。	【1.1版】 ・法制度改正に基づき、機能要件を追加 【2.4版】 ・令和0年3月30日付けで正誤表にて修正	令和0年4月1日	8	350219	富士通Japan（株）	その他	Input元のシステムが明示されなければ機能是ぴIF設計ができない。 管理運用想定されているならば、その要件をお示しください。	出力された宛名番号のどこまでのどこに該当されるのかを明示してください。 管理運用想定されているならば、その宛名番号を運用する仕組みなります。	要件について詳細に記述していただきたい。	実績なし。																	該当		
4. 共通・その他	4.11. 他システム連携	-	修正	9	9	0350220	0350202	健康情報のための基本4情報を取り込みできること。 【管理項目】 ・かな氏名 ・生年月日 ・性別 ・住所	健康管理システムから、保健指導情報の安全のための基本4情報を取り込みできること。 【管理項目】 ・かな氏名 ・生年月日 ・性別 ・住所	実装必須機能	・保健指導のための情報は健康管理システムから受け取るとの機能。 ・保健指導情報は、保健指導情報の管理に関する機能要件である。 ・参照データ連携は今後改正の上、連携先は想定している。 現時点で参照できる連携は、令和元年1月27日付け社保第 0127 第 25 号における「健康保険法施行規則等の一部を改正する省令の交付について」による。 ・連携要件については、データ要件・連携要件の記載内容に乖離する恐れがある。 インターフェイスの仕様については、福祉事務所向けポータルサイトに掲載の「取知資料（第3版）」のみに記載しているが、①特定健康診査・特定保健指導の電子的記録様式の仕様に関する資料（令和0年度公開実施分）②スキーマファイル/インターフェイスファイルのチェックに利用する資料③連絡仕様（①のみで、連携項目の指示の者分を整理したものに作っしておりなる想定である。	【1.1版】 ・法制度改正に基づき、機能要件を追加 【2.4版】 ・令和0年3月30日付けで正誤表にて修正	令和0年4月1日	9	350218	富士通Japan（株）	その他	通れているのか公開は何になるのでしょうか？	開発が大きく変況しています。 少決定などが通れていることなど各自治体～確実に実現ください。	実績なし。																	該当		
4. 共通・その他	4.11. 他システム連携	-	修正	9	9	0350219	0350202	健康情報のための基本4情報を取り込みできること。 【管理項目】 ・かな氏名 ・生年月日 ・性別 ・住所	健康管理システムから、保健指導情報の安全のための基本4情報を取り込みできること。 【管理項目】 ・かな氏名 ・生年月日 ・性別 ・住所	実装必須機能	・保健指導のための情報は健康管理システムから受け取るとの機能。 ・保健指導情報は、保健指導情報の管理に関する機能要件である。 ・参照データ連携は今後改正の上、連携先は想定している。 現時点で参照できる連携は、令和元年1月27日付け社保第 0127 第 25 号における「健康保険法施行規則等の一部を改正する省令の交付について」による。 ・連携要件については、データ要件・連携要件の記載内容に乖離する恐れがある。 インターフェイスの仕様については、福祉事務所向けポータルサイトに掲載の「取知資料（第3版）」のみに記載しているが、①特定健康診査・特定保健指導の電子的記録様式の仕様に関する資料（令和0年度公開実施分）②スキーマファイル/インターフェイスファイルのチェックに利用する資料③連絡仕様（①のみで、連携項目の指示の者分を整理したものに作っしておりなる想定である。	【1.1版】 ・法制度改正に基づき、機能要件を追加 【2.4版】 ・令和0年3月30日付けで正誤表にて修正	令和0年4月1日	9	350219	富士通Japan（株）	その他	Input元のシステムが明示されなければ機能是ぴIF設計ができない。 管理運用想定されているならば、その要件をお示しください。	出力された保健指導時の情報の正しさをどのように担保されるのかを明示してください。 管理運用想定されているならば、その保健指導時の情報を運用する仕組みなります。	要件について詳細に記述していただきたい。	実績なし。																	該当		

自治体からの意見内容										重要な意見と判断した理由・根拠										事務局作業欄		
①質問自治体名 記入必須	②帳票名 記入必須	③該当箇所 記入必須	④意見のカテゴリ 記入必須	⑤ご意見等内容 記入必須	⑥ご意見等の理由・経緯 記入必須	⑦解釈案・代替案 （修正後の要件文案）	⑧過去意見照会における意見実績 記入必須	⑨帳票サンプルの提供	⑩意見根拠（法令・通知等）	横浜市意見	東大阪市意見	新宿区意見	横須賀市意見	中野区意見	豊後大野市意見	武蔵野市意見	柏市意見	仙台市意見	群馬県意見	2.4版の改版内容に関する意見該否	自治体への追加質問事項	追加確認事項に対する回答

帳票詳細要件については、本意見照会で意見なし

自治体からの意見内容										重要な意見と判断した理由・根拠										事務局作業欄		
①質問自治体名 記入必須	②帳票名 記入必須	③該当箇所 記入必須	④意見のカテゴリ 記入必須	⑤ご意見等内容 記入必須	⑥ご意見等の理由・経緯 記入必須	⑦解釈案・代替案 （修正後の要件文案）	⑧過去意見照会における意見実績 記入必須	⑨帳票サンプルの提供	⑩意見根拠（法令・通知等）	横浜市意見	東大阪市意見	新宿区意見	横須賀市意見	中野区意見	豊後大野市意見	武蔵野市意見	柏市意見	仙台市意見	群馬県意見	2.4版の改版内容に関する意見該否	自治体への追加質問事項	追加確認事項に対する回答

帳票レイアウトについては、本意見照会で意見なし

自治体からの意見内容									重要な意見と判断した理由・根拠										事務局作業欄		
①質問自治体名 記入必須	②テーマ 記入必須	③該当箇所 記入必須	④意見のカテゴリ 記入必須	⑤ご意見等内容 記入必須	⑥ご意見等の理由・経緯 記入必須	⑦解釈案・代替案 （修正後の要件文案）	⑧過去意見照会における意見実績 記入必須	⑨意見根拠（法令・通知等）	横浜市意見	東大阪市意見	新宿区意見	横須賀市意見	中野区意見	豊後大野市意見	武蔵野市意見	柏市意見	仙台市意見	群馬県意見	2.4版の改版内容に関する意見該否	自治体への追加質問事項	追加確認事項に対する回答
富士通Japan(株)	機能要件	全般	その他	「FMOツールでの意見に基づき、機能要件。要件の考え方・理由を修正」のみ というような表記の場合は機能追加の意図が読み取れないため、補足資料をいただきたい。	記載内容だけでは意図が読み取れず、有識者同士で記載内容の意味を読み取る時間がかかるため。		実績なし		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	該当		